

市民ボランティア活動補償制度のご案内



市民のボランティア活動の健全な発展を図るため、活動中の事故によるけがなどを補償する制度について、概要をお知らせします。

くわしくは 地域振興課 市民協働推進係 ☎(21) 5147

◆補償の種類および補償額

◎傷害補償(表1参照)

ボランティア活動中にけがなどをした場合

◎賠償責任補償(表2参照)

ボランティア活動中に活動者の過失により、けがを負わせる、または物を壊してしまったなどの賠償責任を負った場合

◆対象となる方

市内に活動の拠点を有する市民団体が行うボランティア活動の参加者(市外在住の方も対象になります)
※市民団体とは…自治会やNPO法人などの市民で構成される任意団体

◆対象となる活動

- ① 社会教育活動(レクリエーション活動など)
- ② 青少年育成活動(非行防止パト

ロールなど)

- ③ 社会福祉活動・社会奉仕活動(高齢者や障がい者などの介護・支援など)
- ④ 地域社会活動(自治会活動、防犯活動など)
- ⑤ その他これらに類する自発的に行う活動で無報酬(交通費などの実費の支給を除く)のもの

※保険の約款に基づき、対象とならない場合があります

◆補償を受けるためには

補償を受けようとする団体は、事前に市へ登録する必要があります(自治会、NPO法人、市民活動支援センター登録団体を除く)。
※登録の際には、年間スケジュールが把握できるもの(総会資料など)や会則などが必要になります

※市が保険に加入するため、登録時に保険料を支払う必要はありません

◆事故が起きてしまったら

速やかに地域振興課へ連絡し、事故報告書の提出が必要になります(当日の活動の詳細が分かるものや故の状況を伝えてください。後日、

事前計画が分かるもの、当日の参加者名簿なども併せて必要です)。事前の準備や計画をしっかりと立ててボランティア活動を行うことが事故の防止につながります。健全なボランティア活動を行いましょう。

表1：傷害補償

種類	支払事由	補償額
死亡	活動中の事故が原因で180日以内に死亡したとき	300万円
後遺障害	活動中の事故が原因で180日以内に後遺障害が生じたとき	9万～300万円
入院	ボランティア活動中の事故により、入院したとき	1日3,000円(180日まで)
手術	入院補償が適用され、かつ治療のために手術を行うとき	入院補償の日額に保険約款で定める率を乗じた額
通院	ボランティア活動中の事故により、通院したとき	1日2,000円(90日まで)

表2：賠償責任補償

種類	支払事由	補償額
身体賠償	他人の身体に損害を与え、損害賠償責任を負ったとき	1人につき1億円 1事故につき2億円
財物賠償	他人の財物に損害を与え、損害賠償責任を負ったとき	1事故につき500万円
保管物賠償	他人からの預かり品または管理している物を滅失、き損、汚損などにより損害を与え、損害賠償責任を負ったとき	1事故につき300万円(補償期間中1,000万円まで)

※賠償金のうち5,000円を超えた分が対象

市民活動支援センターからのお知らせ

くわしくは 市民活動支援センター ☎22-2271

日光市民活動支援センターは、さまざまな分野の市民活動団体や NPO 法人、これから市民活動を始めようとする人たちが活動するための拠点施設です。

団体運営や設立に関する相談支援、団体同士、または行政や企業などの各種主体による協働促進支援を行う他、会議や情報交流の場として無料で使用することができます。

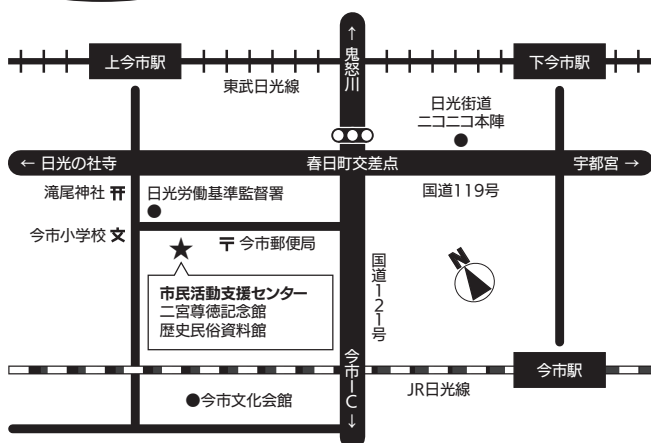
当施設の主な機能としては、会議の場や交流の場としての「拠点」、活動する団体や組織の情報発信・情報収集を行う「情報拠点」、市民活動やボランティアの立上げ・運営に関する「相談場所」となり、活動団体や企業、行政をつなぐなどの中間支援サポートを担っています。

現在、日光市民活動支援センターには、社会福祉をはじめ、教育、環境、まちづくり、国際交流、子どもの健全育成など、幅広いジャンルから172団体が登録および活躍しています(6月現在)。市民活動に興味のある方はぜひ一度、施設やホームページを訪れてみてください。

主な支援内容

支援業務	内容
市民活動、ボランティアに関する相談	市民活動団体運営の悩み、ボランティア活動の悩みなどについての相談業務
コーディネート・調整	中間支援組織として、個人・団体・企業・行政といった各種組織間の連携サポート
人材育成・NPO 法人設立支援	地域リーダー育成事業の実施、日光市での NPO 法人設立やボランティア・市民活動団体の育成をサポート
情報収集や情報提供	施設内にある展示物スペースなどで、団体の活動情報やイベント情報を発信、ソーシャルメディアを活用し、市民に対して情報を発信
活動拠点の提供	打合せや会議の場としての会議スペースの提供、広報紙やチラシ作成を行うためのパソコン、印刷機器などの備品の貸し出し

アクセス



所在地…今市304-1

開所時間…午前9時～午後11時
(午後7時以降は会議室利用時のみ)

ホームページ…

<https://nikko-shiencenter.jp/>

ホームページ
QRコード



市民活動支援センターでは、ボランティア・市民活動の促進支援として「LINE」の公式アカウントを開設しています。

毎週火曜日に市内の団体等によるボランティア・市民活動募集・行事などに関する情報などを配信していますので、ぜひ登録してください。



アカウント名…
「ぼら助。」

アカウント ID…
@ borasuke

LINE
QRコード



※センターでは市民活動に伴う新型コロナウイルス感染症についての情報提供を行うとともに相談窓口を開設しています